

行政書士法人滝沢俊行事務所代表 滝沢 俊行 氏 特別講演会 外国人の人生・人権に関わる「申請取次行政書士」 1月22日(土) LEC 札幌本校にて

各種資格・国家試験の総合スクール東京リーガルマインド(LEC)は、このたび、行政書士法人滝沢俊行事務所代表・滝沢俊行氏をお招きし、1月22日(土)にLEC札幌本校にて「外国人の人生・人権に関わる『申請取次行政書士』」と題した特別講演会を開催いたします。

【行政書士とは?】

依頼を受けて、主に官公署へ提出する書類を作成する仕事をしています。行政書士法(第1条の2、3)に規定されている行政書士の業務は、「1.官公署に提出する各種許認可・届出書類の作成・代理」、「2.権利義務または事実証明に関する書類の作成・代理」、「3.行政書士が作成することのできる書類の相談」となっています。具体的には、「1.許認可申請や会社設立など書類の作成・代理」、「2.内容証明や契約書などの書類の作成・代理」、「3.遺言書の作成、離婚協議書の作成に関する相談業務を行政書士は業務にすることができる」ということです。平成20年1月9日「行政書士法の一部を改正する法律」が成立し、行政書士業務に関する聴聞・弁明手続の代理が明確に位置付けられました。


◆ 外国人の日本での生活をサポートする

一定期間以上に日本に在留する外国人は、各種行政サービスを受けるためにも居住地や身分関係を明確にする必要があることから、日本人の住民登録に代わるものとして外国人登録が義務付けられています。その在留資格手続きなどにおいて、外国人の生活を支援しているのが申請取次行政書士(※)です。申請取次行政書士は、外国人本人や外国人を雇用する企業に代わって、在留資格認定証明書の交付、資格外活動の許可、在留資格の変更、在留期間の更新などの取り次ぎを行い、入国管理業務に精通しているということで入国管理局より特別に認められた資格です。

本講演では、北海道において申請取次行政書士として、第一線でご活躍されている滝沢氏に、申請取次行政書士になるにはどうすればよいのか、また仕事の魅力ややりがいについてお話いただきます。

(※)申請取次行政書士:平成元年6月に行政書士の一部(法務大臣が適当と認める)が取次者として認められるようになった。

◆ 講演会概要

タイトル	外国人の人生・人権に関わる「申請取次行政書士」	
講師	たきざわ としゆき 滝沢 俊行 氏 (行政書士法人滝沢俊行事務所代表/行政書士) <略歴> 1985年北海道行政書士会登録。入国在留申請取次者。北海道日中経済友好協会理事。	
開催日時	2011年1月22日(土) 13:00~14:30 ※質疑応答含む	
会場	LEC 札幌本校 【所在地】北海道札幌市中央区北4条西5-1 アスティ45ビル(受付3階) 【交通】JR札幌駅南口より徒歩2分。地下鉄札幌駅地下街「Apia」(アピア)より、アスティ45ビルへ直結、徒歩1分。	
参加料	無料	
対象	行政書士資格にご関心のある方、行政書士を目指している方、行政書士業務に従事している方	

★詳細はこちら→ <http://www.lec-jp.com/school/sapporo/2010/12/post-60.html>

本件に関するお問い合わせ	LEC東京リーガルマインド 札幌本校	TEL:011-210-5002
取材に関するお問い合わせ	LEC東京リーガルマインド 広報課	TEL:03-5913-6220